

栗東市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月21日

栗東市監査委員 井之口 秀行

栗東市監査委員 上 田 忠 博

財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象および監査期日

1 財政援助団体

コミュニティセンター治田西 平成28年5月30日

コミュニティセンター大宝 平成28年5月30日

コミュニティセンター大宝東 平成28年5月24日

コミュニティセンター大宝西 平成28年5月24日

（以下書類審査）

コミュニティセンター金勝、コミュニティセンター葉山、

コミュニティセンター葉山東、コミュニティセンター治田、

コミュニティセンター治田東

平成28年5月2日～平成28年6月3日

2 出資団体監査

公益財団法人 栗東市体育協会 平成28年8月10日

第3 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 林 好男 ・ 上田 忠博

第4 監査の概要

1 監査対象範囲

平成27年度における市から補助している資金に係る出納その他の事務の執行について

2 監査の方法

市が財政援助（補助金等交付）を行っている関係団体の中から選定し、その団体に財政援助等をしている主管課に対して監査関係資料等の提出を求め、事前調査を行い、当該団体関係者から説明により、栗東市監査基準に基づき実施した。

第5 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行は概ね適正に処理されていた。

1 財政援助団体

(コミュニティセンターに対する意見)

○事務処理について、自治振興課の指導の下、今後も適正処理に精励されたい。

(主管課に対する意見)

○「公共施設等総合管理計画」に基づき、各コミュニティセンターの個別施設計画を策定し、施設の安全確保や長寿命化を図られたい。

2 出資団体監査

(公益財団法人 栗東市体育協会に対する意見)

○監査の範囲内において、出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公益財団法人の安定運営のため、賛助会員の拡大・推進に取り組まれたい。

(主管課に対する意見)

○出資団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

公の施設の指定管理監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 老人福祉センター

指定管理者 社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会

所管部署 健康福祉部 長寿福祉課

第3 監査の期間

平成28年9月12日から平成28年10月31日まで

第4 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 上田 忠博

第5 監査の方法

公の施設の平成27年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 指定管理の概要

1 栗東市立老人福祉センター

- (1) 指定管理者名称
社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会
- (2) 指定の意義
老人福祉センターの管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、高齢者を主な対象として健康で豊かな生活を送るための相談や事業などの幅広いサービスを通して、地域福祉の一層の増進を図る。
- (3) 業務の範囲
施設の運営に関する業務
 - ア 施設の受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
 - ウ 施設の利用料金の徴収に関する業務
 - エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務

オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検に関する業務

イ 施設の清掃に関する業務

ウ 敷地内の清掃等に関する業務

エ 備品類の管理・調達

オ 保安警備業務

カ その他の維持管理

その他の業務

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

イ 業務報告書の作成

ウ 事業報告書（収支決算書を含む）の作成

エ 施設の法定点検、施設点検報告

オ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修への参加等）の実施

カ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告

(4) 指定管理期間

平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日

(5) 指定管理費

平成27年度 54,184,000円

(6) 決算額

平成27年度 54,184,000円

(7) 施設の概要

ア 栗東市やすらぎの家

(ア) 所在地 栗東市出庭700番地1

(イ) 設置時期 平成5年4月

(ウ) 施設概要

① 敷地面積 5,176㎡

② 建物概要

構造 鉄骨造 平屋建

延床面積 886.92㎡

施設内容 事務室、教養娯楽室、機能回復訓練室、会議室、和室、調理室、浴室等

③ その他附属施設の概要

ゲートボール場（30m×24m）

イ 栗東市ゆうあいの家

(ア) 所在地 栗東市小柿一丁目10番10号

(イ) 設置時期 平成9年4月

(ウ) 施設概要

① 敷地面積 3,562㎡

② 建物概要

構造 鉄骨造 平屋建

延床面積 1,745.50㎡

施設内容 事務室、教養娯楽室、機能回復訓練室、会議室、和室、調理室、浴室等

ウ 栗東市なごやかセンター（老人福祉センター）

(ア) 所在地 栗東市安養寺190番地

(イ) 設置時期 平成16年10月

(ウ) 施設概要

① 敷地面積 (参考：複合施設全体 29,631㎡)

② 建物概要

構造 鉄骨造 平屋建（一部地階構造）

延床面積 (参考：複合施設全体 4,854.56㎡)

1,792㎡（うち共用 706㎡）

施設内容 集会室、教養娯楽室、生活健康相談室、食堂、機能訓練室、相談室、浴室等

※共用部分は、事務室、玄関ホール、廊下、厨房、倉庫、多目的ホール等

第8 監査の結果

平成27年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかし、次のとおり一部に改善及び検討を要する事項が見受けられたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

なお、軽微な改善または検討を要する事項については、口頭で指示した。

1 栗東市老人福祉センター

(1) 指定管理者

ア 施設の管理状況は良好であると認められるので、今後とも利用者の安全を確保するための施設管理の水準の維持・向上を図られたい。特にやすらぎとゆうあいについては、老朽化による緊急修繕が高額になるケースが見受けられる。所管課とともに「栗東市公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設の長寿命化に努められたい。

イ 基本協定書第41条に基づいた外部評価については、老人福祉センターなごやかは2年に1度の実施、ゆうあいについては1年に2度実施、やすらぎについては未実施であった。同条第1項では、市民サービスの向上を図るため、指標となる外部評価を年一回実施するものとする。また、評価者、評価項目、評価方法等について

は、外部評価と言い難いものであり、同条第2項に基づき、事前に所管部署と協議し、決定されたい。その結果については、同条第3項に基づき、広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映されたい。

ウ 各センターにおける事務分掌表については、担当者が不在の場合の責任を明確にするため、副担当者欄を設けられたい。

エ 指定管理業務については、併設の老人デイサービス事業と合わせて、相当の経営努力をされている。今後も老人福祉センターの赤字解消に努めるとともに、ますます重要になる介護予防についての事業を展開し、利用者拡大に努められたい。

オ 平成29年度より社会福祉法人制度改革が施行される。経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の改革を進め、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図り、地域住民から信頼される組織として、更に成長されることを期待する。

(2) 所管部署

ア 施設の管理状況は良好であると認められた。しかし、施設の老朽化が進んでいることから、「公共施設等総合管理計画」に基づき、各老人福祉センターの個別施設計画を策定し、施設の安全確保や長寿命化を図られたい。

イ 基本協定書第41条に基づいた外部評価については、老人福祉センター3館での実施方法が異なっている（(1)指定管理者のイにおいて前述）。また、その内容は、外部評価と言い難いものであることから、同条第2項のとおり評価者、評価項目、評価方法等について指定管理者と協議するとともに、実施について指導されたい。

ウ 指定管理料については、次期指定管理者更新時期までに併設の老人デイサービス事業を考慮した算定について検討されたい。

以 上